

第48回
東京地方裁判所委員会

(令和元年10月23日開催)

議事概要

東京地方裁判所委員会（第48回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

令和元年10月23日（水）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

第1会議室（東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎）

第3 出席者

（委員） 垣内正（委員長）、相澤眞木、市川充、伊藤雅人、梅本圭一郎、後藤健、坂本かよみ、眞田寿彦、陣内紀恵、高瀬浩造、土山淳二、内藤順也、早瀬保行、福嶋永子、増田悦子、増田径子

（事務局） 東京地裁民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事務局長、東京簡裁事務部長、東京地裁総務課長、同総務課課長補佐、同総務課庶務第一係長（プレゼンター）

東京地裁民事第8部部総括裁判官 江原 健志

第4 議題

「民事訴訟のIT化について」

第5 配布資料

- ・ 最高裁判所事務総局民事局作成「民事訴訟手続のIT化について」と題するパワーポイントのプリント
- ・ 東京地方裁判所民事部作成「東京地裁におけるフェーズ1の実施等に向けた取組について」と題するポンチ絵

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（後藤委員、眞田委員、福嶋委員）

3 議題（発言者の大まかな発言の内容を参考に記載した。）

【発言者の表示＝◎：垣内委員長，○：委員，■：江原（プレゼンター）】

「民事訴訟手続のIT化について」と題するパワーポイントのプリントに基づいて、プレゼンターから口頭での説明を行い、続いてウェブ会議に関する動画を上映した後、以下のとおり質疑応答があった。

○ 裁判の公開という点との兼ね合いについて、どう考えられているのでしょうか。

■ 現行法を前提とするフェーズ1で行うウェブ会議の法的位置づけは、争点整理手続である弁論準備手続や書面による準備手続を想定しています。もともとそれらの手続は口頭弁論など公開の法廷で行う手続と異なり、非公開の手続となります。ただし、当事者双方に異議がなく、裁判所が相当と認める場合には、第三者の傍聴も認められます。そういう場合についても、裁判所に出頭する従来の手続とウェブ会議とで異なるところはありませぬ。

- 口頭弁論期日など、公開を前提とする手続については、どう考えられているのでしょうか。
- 口頭弁論期日をウェブ会議で行うことができるかについて、フェーズ2及び3においてまさに検討がされているところですが、この点で裁判の公開をどうするのかということについては、私が知る限り、現時点では明確な方向性は出ていないと承知しています。
- ◎ 私の想像ですが、例えば、裁判員裁判用法廷にあるモニターのようなものを利用して、公開の法廷でウェブ会議を行うことが考えられます。そういうイメージですので、裁判公開の原則をなくすような議論はされてはいないと思います。
- IT化においては、今まで記録として残せなかったものをしっかりと記録をして残すという観点が絡んでくると思います。公開されるかどうかは別にして、裁判所として、ウェブ会議の記録を将来的に残すという前提で何か検討されているのでしょうか。今のお話ですと、ウェブ会議の方が電話会議より顔が見えていいという使い方に思えました。
- フェーズ1については、現行法を前提としているので、電話会議がウェブ会議に代わっただけと言われてしまえばそうなのかもしれません。ただ、顔が見えるのと見えないのとではかなり違うのかなと思います。他方、フェーズ2、3における検討において、私が承知している限りでの議論では、現行の民事裁判の手続と同様、撮影や録音は許されないことで進んでいると思います。現在行われている電話会議でも録音は行わないことになっています。それを発想転換して残すという方向で議論はされていないと承知しています。記録については、決められた範囲で残す方向での議論がされていると承知しています。
- 民間企業では、組織が扱う情報、裁判所の記録と同じようなものですが、これについては、内部における電子化が既に終了しており、外部からのアクセス等についてもっとIT化を進めていこうという段階です。本来は組織内部の電子化があってデータがきちんと保存されてから外部からの申請等のアクセスに進んでいくと思うのです。今のお話を聞いていると外部から見える手続が電子化の対象、国民から見えるのがそこだから電子化しようとしていると感じました。しかし、内部を確実に電子化していなければならないと思います。裁判所における内部的な電子化はどの程度進んでいるのでしょうか。
- ◎ 現状は、裁判所では、裁判の当事者から書面等が紙で提出され、また、調書も紙で作成されており、事件情報の集合体として紙による記録が作成されています。

フェーズ1は現行の扱いからそれほど踏み出しませんが、フェーズ2、3は記録もすべて電子化することが想定されていますので、当事者から提出される書面や証拠も電子データとして集積することになります。裁判所が作成する書面についても具体的な方法についてはまだ見えていませんが電子記録として残っていくことが想定されています。
- 一般的に目に見えない部分、例えば自分たちが作成する書面などから電子化を先行させると思うのですが、その点はどうでしょうか。
- ◎ 民事訴訟では当事者双方から提出される書面が主で、手続を公証する手続調書や結果

を記した判決など以外に裁判所自らが書面を作成する場面があまり想定されません。そのため、民間企業における仕事の仕方とは、色合いが異なると思います。

- 民事訴訟には弁論主義や処分権主義など、当事者の主張する範囲で手続を行い、裁判所が積極的に証拠を探したりすることができないといったルールがあります。これはIT化されても変わりません。

また、弁護士から懸念として挙げられた内容に、ウェブ会議で話した内容が判決などにどのように扱われるのかが判然としないのは良くないので、法的位置づけをはっきりしてほしいとの要望があることを受けて、決められたルールの中で何を残していくかを検討していくこととなります。

- ウェブ会議を行うに当たり、MS Teamsを使用するとのことですが、認証をどうするか、MS Teamsが裁判手続のIT化になじむのか、さらに、クラウドを利用すると思いますが、その場合のセキュリティ管理等をどう考えているのでしょうか。
- ◎ フェーズ1ではMS Teamsを使用しますが、フェーズ2、3ではMS Teamsを使用するかどうかは決まっていないと思います。また、フェーズ1においては、当事者の確認が既にできていることを前提にしており、初対面という場面は想定していないと思います。

- クラウドの利用やセキュリティなど、様々な問題があるので、フェーズ2、3をどうするかについては色々と検討していくと思います。

記録については、現行の閲覧請求を行った際に見ることができる内容のものを基準として、それ以上のものは見せないということで検討しているのではないかと思います。

- フェーズ1で試行する動画を拝見し、的確に裁判の進行ができていると感じました。生の裁判状況を蓄積できることは非常にいいことですし、後に裁判の質を検証することも可能であることを考えると、非常に大切だなと思いました。

- ◎ 現時点において、フェーズ1で試行するウェブ会議の記録を残すことは想定しておりません。今後、フェーズ2、3を検討する中で、そういう観点も考えていくことになるかと思っています。

- 私としては、教育的な要素、例えば法曹関係者に対する教育に十分使えると思うので、ぜひ記録として残してもらいたいと思います。

- 社会のIT化の流れの中で、裁判所のIT化は必然だと思いますので、国民に対して司法をより身近に感じてもらえるように、ITの活用をアピールしていくことを考えていただけたらと思います。

IT化は裁判手続の効率化にもつながると思いますが、一方で本人訴訟においては、ネットに精通している当事者とネットを使えない当事者との格差が生じると思うので、IT弱者へのサポートを考えていただきたいと思います。

また、簡単にウェブでの申立てが可能となると、申立ての濫用といったことが想定されるので、裁判を受ける権利を考慮しつつ対応が必要ではないかと思っています。

- 本人訴訟においては書面による手続を併存させることやその他の方法が、申立ての濫用についても何らかの対処を行うといったことが、研究会等において具体的検討がされていると承知しています。
- ウェブ会議に関する動画を上映した際に示された経過表について、裁判所は記録の残し方として公開・閲覧などどのように考えているのでしょうか。
- この動画作成段階では、経過表の法的位置づけをまだ明確に詰めておりませんでした。現行の手続では和解手続の際に、和解が成立したときは調書を作成しますが、それ以外のときは経過表を作成して何日に何をやったかを記録しています。今回の経過表も和解期日時の経過表と同じ位置づけではないか思います。今回の経過表の形式が来年の2月にそのまま使用されるかどうかは分かりません。模擬手続に参加していただいた弁護士の方々が気にしているところでもありますので、アップロードができるのかも含めて、法的位置づけについて現在検討中です。
- ウェブ会議等については、裁判の当事者全員が利用する必要があるのでしょうか。
- 当事者の了解の下で行うことが前提となりますし、事案の内容にもよります。当事者の意向や要望、事件の内容を踏まえて選別することとなります。

第7 東京地方裁判所委員会委員の構成について

東京地方裁判所委員会の委員19名のうち、裁判所関係者が5名であるところ、今後は裁判所関係者を3名とし、裁判所関係者以外の方2名を新たに委員に任命することを検討する。

第8 次回のテーマについて

「裁判所における外国人対応について」

第9 次回及び次々回の開催期日について

次 回：2月12日（水）午後3時30分

次々回：6月10日（水）午後3時30分